

ハーグ協定の
ジュネーブ改正協定に基づく
意匠の国際登録制度について

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく 意匠の国際登録制度とは…

WIPO 国際事務局への 1 つの出願手続で、複数国(締約国)に同時に意匠出願した場合と同様の効果が得られる制度です。

これまで、海外で意匠権を取得するためには、その国の官庁に個別に出願する方法しかありませんでした。

意匠の国際登録制度を利用することで、各官庁への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることができ、海外において速やかに意匠権を取得することが可能になります。

模倣品対策にも有効です

経済のグローバル化に伴い、優れたデザイン製品を海外展開する企業が増加する一方、それらの企業が海外において模倣品被害に遭うケースも報告されています。

このような模倣品に対抗するためには、その国において意匠権を取得しているかどうかが重要です。意匠の国際登録制度を利用して、各国でより経済的・効率的に意匠権を取得することができれば、模倣品の排除も、より経済的・効率的に行うことが可能となります。

国内外で模倣品を適切に排除することができれば、企業活動の幅やビジネスチャンスも広がります。それを下支えする意匠の国際登録制度は、重要なビジネスツールであるといえます。

ジュネーブ改正協定の締約国 52の国及び政府間機関 (2017年7月現在)

アイスランド	ジョージア	フィンランド
アゼルバイジャン	シリア	フランス
アフリカ知的所有権機関(OAPI)	シンガポール	ブルガリア
アルバニア	スイス	ブルネイ・ダルサラーム
アルメニア	スペイン	米国
ウクライナ	スロベニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
エジプト	セルビア	ボツワナ
エストニア	タジキスタン	ポーランド
欧州連合	チュニジア	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
オマーン	デンマーク	モナコ
ガーナ	トルクメニスタン	モルドバ
韓国	トルコ	モンゴル
カンボジア	ドイツ	モンテネグロ
北朝鮮	ナミビア	ラトビア
キルギス	日本	リトアニア
クロアチア	ノルウェー	リヒテンシュタイン
サントメ・プリンシペ	ハンガリー	ルーマニア
		ルワンダ

(注)日本は、北朝鮮を国として認めていません。

■ 加入検討中：中国、カナダ、ロシア、ASEAN(カンボジア、シンガポール、ブルネイは加入済)他 (2017年7月現在)

メリット

①出願手続の簡素化（各国ごとの出願書類が作成不要、複数意匠一括出願）

意匠の国際出願では、各国の公用語にかかわらず、ジュネーブ改正協定で認められている3つの言語（英語・フランス語・スペイン語）のいずれかで作成した、WIPO国際事務局が定める様式（DM/1）に基づく出願書類を作成すればよいため、各国の国内手続が求める様式、言語によりそれぞれ書類を作成する必要がありません。また、1つの国際出願に最大100の意匠を含むことが可能です（国際意匠分類の同じ類に属する場合）。

②間接経費の削減（代理人の選任費用や翻訳費用が不要）

代理人を選任せずに国際出願することが可能です（*）。また、国際登録簿への記録及び国際意匠公報の発行に必要な翻訳は全てWIPO国際事務局が行いますので、翻訳費用が発生しません。

*拒絶の通報に応答する場合等、各指定国官庁に直接手続をする際に、別途その国の代理人を選任する必要が生じる場合があります。

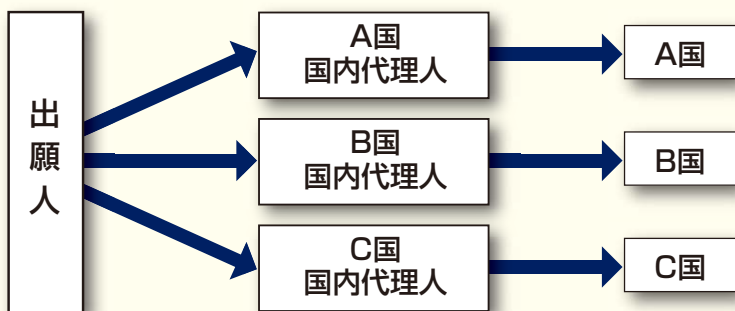
③権利管理の簡便化（国際登録の権利はWIPOにおいて一元管理される）

5年ごとの権利更新や国際登録の変更（所有権の変更、放棄、名称変更等）に係る各種申請は全てWIPO国際事務局に対する1つの手続ですみ、各国に直接手続をする必要がありません。

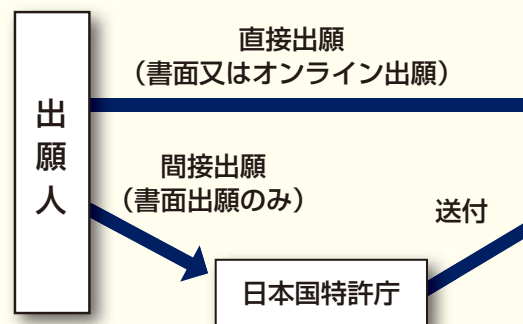
④遅滞のない審査（登録の可否がわかる時期が明確）

各指定国官庁は、拒絶理由を発見した場合、国際公表から6月又は12月以内にWIPO国際事務局に対して拒絶の通報を送付しなければならないため、各国における登録の可否がわかる時期が明確です。

各国へ個別に出願する場合



- ・各国指定の言語・様式・通貨で出願を行います。
- ・各国で現地代理人を選任する必要があります。



- ・出願の際に、意匠権を取得したい締約国を指定します。
- ・英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語での書類作成が可能です。
- ・スイスフラン建てで国際事務局に手数料を納付します。
- ・代理人の選任は任意です。

出願方法

①直接出願：WIPO 国際事務局に直接出願する方法

〔出願方法〕

- 出願書類を書面で作成、国際事務局へ郵送（到達主義）
又は
- インターネットによるオンライン出願（E-filing）

E-filing : <https://www3.wipo.int/login/en/hague/index.jsp>



②間接出願：日本国特許庁を経由して出願する方法

〔出願方法〕

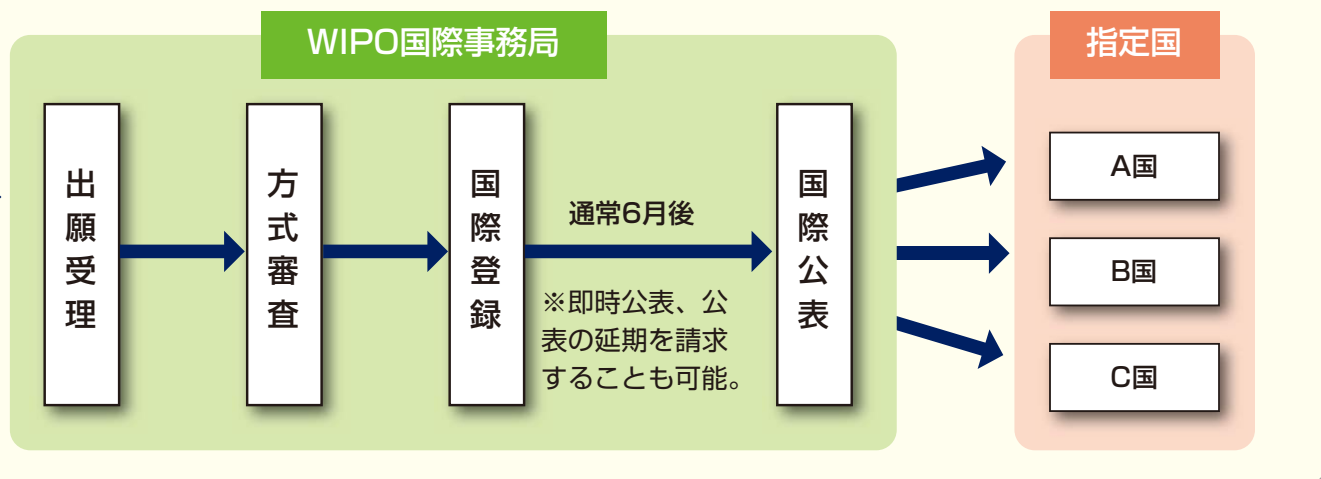
出願書類を書面で作成、日本国特許庁の窓口へ直接提出又は日本国特許庁宛てに郵送（到達主義）

【注意】

我が国を指定国として含む国際出願において、①パリ条約に基づく優先権の主張を行った場合、②新規性喪失の例外適用の申請を行った場合には、所定期間（※）内に、日本国特許庁に対して、それら事実に関する証明書を書面で提出する必要があります。

- ※①優先権・・・国際公表から3月以内
- ②新規性喪失の例外・・・国際公表から30日以内

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願



国際事務局では、実体面の審査は一切行われません。

方式的な不備がない、又は不備が解消されると、出願の対象となる意匠が国際登録簿に記録されます（国際登録）。国際登録されると、各指定国に出願したのと同様の効果が発生します。

各指定国は、国際公表により、自国を指定した国際登録の内容を把握します。

各指定国は、自国の国内法に基づき、保護の効果を認める、又は拒絶することが可能です。所定の期間（6月又は12月）内に指定国から拒絶の通報が送付されなければ、当該期間経過後、自動的にその指定国において意匠権が発生します。

国際出願手数料

■ WIPO 国際事務局に納付する手数料

- **基本手数料** 1 意匠目 397 スイスフラン
2 意匠目以降、意匠ごとに 19 スイスフラン
- **公表手数料** 公表される複製物ごとに 17 スイスフラン
(書面で複製物を提出する場合)
複製物を記載した書面の 2 ページ目以降、追加ページごとに 150 スイスフラン
- **追加手数料** (意匠の説明が 100 単語を超える場合) 100 単語を超えた単語ごとに 2 スイスフラン
- **指定手数料**

①標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言していない締約国等を指定した場合)

- ・ 等級 1 (いかなる実体審査も行わない締約国)
 - 1 意匠目 42 スイスフラン
 - 2 意匠目以降、意匠ごとに 2 スイスフラン
- ・ 等級 2 (新規性に関する以外の実体審査を行う締約国)
 - 1 意匠目 60 スイスフラン
 - 2 意匠目以降、意匠ごとに 20 スイスフラン
- ・ 等級 3 (締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)
 - 1 意匠目 90 スイスフラン
 - 2 意匠目以降、意匠ごとに 50 スイスフラン



※各締約国の等級は、特許庁ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan3/files/index_hague_1/list_members.pdf

②個別指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言している締約国等を指定した場合)

下表のとおり

(2017年7月現在)

国名		金額 (スイスフラン)	国名		金額 (スイスフラン)
欧州連合	意匠ごとに	67	韓国(注)	意匠ごとに	210
ハンガリー	1 意匠目	70	モルドバ	1 意匠目	73
	2 意匠目以降、意匠ごとに	17		2 意匠目以降、意匠ごとに	7
日本	意匠ごとに	665	米国	【国際出願時】 (通常)	733
キルギス	1 意匠目	129		(小規模事業体)	367
	2 意匠目以降、意匠ごとに	64		(極小規模事業体)	183
アフリカ 知的所有 権機関	1 意匠のみの場合 複数意匠を含む場合	83 124		【保護付与時】 (通常)	540
				(小規模事業体)	270
				(極小規模事業体)	135

(注) 韓国：ロカルノ分類の第2類、第5類及び第19類に属する意匠には等級3の標準指定手数料を、その他の類の意匠には個別指定手数料を適用する。

※為替変動により金額が変更される場合がありますので、最新情報は WIPO ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/individ-fee.html>



● 納付方法

- ①クレジットカード (E-filing の場合のみ)
- ②外国送金
- ③出願人が開設した WIPO 口座からの引き落とし

■ 日本国特許庁に納付する手数料 (間接出願の場合のみ)

- **送付手数料** 3,500 円/件
- **納付方法** 特許印紙を貼付した書面を日本国特許庁に提出する等により納付します。
(予納又は口座振替による納付はできません。)

ハーグ制度に関する情報

●特許庁 ハーグ制度ホームページ

http://www.jpo.go.jp/seido/kokusai/kokusai_shutugan3/index.html



●WIPO ハーグ制度ホームページ

<http://www.wipo.int/hague/en/>



WIPO国際事務局が提供する各種ツール

●国際意匠公報 (International Designs Bulletin)

毎週金曜日に発行される国際意匠公報各号単位、公報の種別ごとでの検索が可能です。各指定国から WIPO 国際事務局に対して送付された実際の各通報（保護の付与の声明、拒絶の通報等）を閲覧することも可能です（2015年1月以降に発行された公報のみ）。

<http://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>



●Hague Express

国際意匠公報の号をまたいで、国際登録の記載事項による検索が可能です。国際登録単位で経過情報を確認することもできます。

<http://www.wipo.int/designdb/hague/en/>



●Global Design Database

国際意匠に加えて、インドネシア・カナダ・スペイン・日本・ニュージーランド・米国の意匠が検索できます。

<http://www.wipo.int/designdb/en/index.jsp>



●手数料計算 (Fee Calculator)

最新出願料金の確認が可能です。

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>



●E-filing について

E-filing システムについては、WIPO 日本事務所が、日本語でのユーザーサポートを行っています。

TEL: 03-5532-5030 E-mail: japan.office@wipo.int

中小企業等に対する支援情報に関するお問い合わせ先

●知財総合支援窓口

全国共通ナビダイヤル 0570-082100 <http://chizai-portal.jp/>



●外国出願支援事業 (外国出願補助金)

①全国実施機関：(独)日本貿易振興機構 (JETRO) 知的財産課 外国出願デスク

TEL: 03-3582-5642 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

②地域実施機関：各都道府県等中小企業支援センター

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm



●海外侵害対策支援事業 (模倣品対策・防衛型侵害対策・冒認商標無効・取消係争支援)

(独)日本貿易振興機構 (JETRO) 知的財産課

TEL: 03-3582-5198 http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kaigaishingai.htm



●海外知財訴訟費用保険

①日本商工会議所 総務部

TEL: 03-3283-7832

②全国商工会連合会 会員サービス部

TEL: 03-3503-1258

③全国中小企業団体中央会 振興部

TEL: 03-3523-4904

https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm



お問い合わせ先

特許庁国際意匠・商標出願室 ハーグ担当

TEL: 03-3581-1101 (内線: 2683) FAX: 03-3580-8033 E-mail: PA1BD0@jpo.go.jp



(※中小企業に対する支援情報については、上記機関に直接お問い合わせください。)

2017年7月